平成２７年（フ）第９７９号
北海道石狩市花川南１条２丁目66番地　ピュアハウスⅡ101号
債務者　右近　英二
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２５号
北海道樺戸郡新十津川町字中央328番地３
債務者　長岡　茂美
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
群馬県高崎市台新田町307番地　市住250号
債務者　土屋　尚美
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第４９号
千葉市緑区おゆみ野南２丁目96番地13
債務者　五十嵐常博
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第４０１号
堺市北区南長尾町３丁１番２―1002号、前住所堺市南区三原台１丁３番35―203号
債務者　土橋千枝子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４２２号
堺市中区新家町１番地５
債務者　高岡　里加
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４３３号
大阪府河内長野市清見台２丁目16番12号
債務者　横山　眞澄
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４８２号
堺市中区田園1022番地４　エヴァンス101号
債務者　加藤　智子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５１１号
大阪府藤井寺市大井４丁目６番17号
債務者　北田　巳一
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５１２号
大阪府藤井寺市大井４丁目６番17号
債務者　北田百合子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５１８号
堺市西区草部1800番地　６棟308号
債務者　米田　明正
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５２２号
堺市南区原山台１丁４番１―301号
債務者　中島　育子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成27年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
北海道夕張市南部若美町57番地
債務者　北村　秀喜
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第７７号
北海道登別市新栄町１番地55
債務者　伊藤　博行
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第９８号
北海道帯広市西６条南34丁目41番地　パステル１―Ａ
債務者　榊原　恵子
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
山形県鶴岡市渡前字山道東37番地
債務者　太田　榮作
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第３４号
山形県鶴岡市余慶町12番12号リビングタウン鶴岡Ａ棟101
債務者　漆原ちひろ
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第１６８号
愛知県一宮市栄１丁目３番24―505号　セジュール栄
債務者　清水　一郎
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部